

川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例案文 新旧対照表

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例(案)</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第7条)</p> <p>第2章 子ども・子育て支援(第8条)</p> <p>第3章 施策の推進等(第9条—第13条)</p> <p>第4章 雑則(第14条)</p> <p>附則</p>	<p>(仮称) 川口市子ども条例(案)</p> <p>(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例名(案)を規定 【理由】この条例(案)の基本理念である「全ての子どもが健やかに成長することができるまちの実現」を端的に表す名称とするため。 ・ 目次を追加

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子どもの健やかな成長のための支援</u>に関し、基本理念を定め、市、保護者、関係施設等及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、<u>子ども・子育て支援を総合的に実施するための基本となる事項を定めることにより、全ての子どもの地域における健やかな成長に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>18歳未満の者その他その健やかな成長のための支援を行う必要があると認められる者をいう。</u></p> <p>(2) 保護者 <u>親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</u></p> <p>(3) 子ども・子育て支援 <u>子ども及び保護者に対する支援を行うものが実施する子どもの健やかな成長のための支援をいう。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども・子育て支援に関する基本理念</u>を定め、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等及び事業者の責務及び役割を明らかにし、<u>子ども・子育て支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、全ての子どもが健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>市内に在住、在学、若しくは在勤又は市内で活動をする者であって、18歳未満のものをいう。</u></p> <p>(2) 保護者 <u>親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p> <p>・ 旧の第2条第2項の内容を含む。</p> <p>・ 文言整理</p> <p>・ 定義を明確にする。</p>

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>(4) <u>関係施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園その他の子どもに対する教育又は保育の提供その他の支援を行う施設、事業者、団体等をいう。</u></p>	<p>(4) <u>育ち学ぶ施設等 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通い、又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けるための施設等をいう。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定義を明確にする。 ※幼稚園は、学校教育法第1条に規定する学校に含まれる。
<p>(5) <u>市民 市内に在住し、在学し、若しくは在勤する者又は市内で活動するものをいう。</u></p>	<p>(3) <u>市民 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動する個人若しくは団体をいう。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言整理
<p>(削除)</p>	<p>(5) <u>事業者 市内で事業活動を行う者をいう。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧の第8条と合わせて削除する。
<p>(削除)</p>	<p>2 <u>前項第1号の規定にかかわらず、次条に定める基本理念の実現を図るため、又は第3章に定める施策の実施のために必要であると認められる場合には、子どもの範囲を別に定めることができるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条第1項第1号に含める。
<p>(基本理念) 第3条 <u>子どもの健やかな成長のための支援は、児童福祉法第1条に規定する児童の権利に即し、全ての子どもに地域における適切な養育環境が等しく確保されることを旨として、その充実を図られなければならない。</u></p>	<p>(基本理念) 第3条 <u>子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の詳細は、第8条各号の「子ども・子育て支援の基本事項」として定めることとした。 ※子ども・子育て支援を担うのが市だけではないことを踏まえ、第8条にて、市が行う「施策の実施」ではなく、子ども・子育て支援に関わる人が共通して持つべき「基本的な考え方」を規定することとし、全体的な文言整理を行った。

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
(削除)	<p>(1) 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号） <u>の精神にのっとり、子どもが安全にかつ安心して成長できるようにすること。</u></p> <p>(2) 子どもが健やかに成長できるよう、子どもの成長の段階に応じた必要な支援と環境づくりを行うこと。</p> <p>(3) 一人ひとりの子どもが、自分らしくその能力と可能性を伸ばし、自立した生活を送ることができるようにすること。</p> <p>2 前項の基本理念は、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての子どもに適用されるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条及び第4条第3項に含める。 ・第8条第1号及び第3号に含める。 ・第8条第2号に含める。 ・第3条及び第8条第4号に含める。
(削除)	第2章 責務及び役割	
(市等の責務)	(市の責務)	・文言整理
第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。	第4条 市は、 <u>保護者とともに子どもを心身ともに健やかに育てる責任を負うことを自覚し、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。</u>	
2 市は、保護者、 <u>関係施設等及び市民がそれぞれの責務及び役割を果たすことができるよう、それらのものに対し、必要な支援を行うものとする。</u>	2 市は、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等の関係者が <u>それぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うものとする。</u>	・文言整理
3 市、保護者、関係施設等及び市民（以下「市等」という。）は、 <u>子どもを犯罪、交通事故その他の危害及び子どもの健全な成長を著しく阻害する情報等から守り、子どもが安心して生活することができる地域環境を整えるものとする。</u>	(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・第10条第3項から移動する。 ・子どもの安全・安心について、市等が共通の責務をもって対応することを明確にする。

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>4 市等は、関係機関と連携し、児童虐待、いじめ、体罰その他の子どもの健やかな成長に有害な影響を及ぼす言動（第8条第5号において「児童虐待等」という。）の予防及び早期発見に取り組むものとする。</p>	<p>(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第12条から移動する。 ・児童虐待等に対して、市等が共通の責務をもって対応することを明確にする。
<p>5 市等は、それぞれの責務及び役割を果たすことができるよう、相互に連携及び協力をするものとする。</p>	<p>(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第15条から移動する。
<p>(削除)</p>	<p>3 市は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置及び人材確保のための措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第13条として規定する。
<p>(保護者の役割)</p>	<p>(保護者の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言整理
<p>第5条 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を有するという基本的認識の下、子どもの健やかな成長に資するよう、家庭における養育環境を整えるものとする。</p>	<p>第5条 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を負うこと、及び、困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが大切ということを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えるとともに、子どもが社会で生活する能力を身に付けることができるよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※「困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが大切ということを自覚し」を削除した理由は、このことを「努めるもの」として条例に定めると、保護者の努力義務となり、かえって保護者の精神的負担になることを懸念したもの。 ※第8条第5号にて、子ども・子育て支援の基本事項として、支援が必要と認められる子どもや保護者と関係機関が適切に関わりを持つことを規定することとした。

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>(関係施設等の役割)</p> <p>第6条 <u>関係施設等は、子どもがその能力を最大限に伸ばすことができるよう、その成長及び発達に段階に応じ、子どもの主体性を尊重した支援を行うものとする。</u></p>	<p>(<u>育ち学ぶ施設等の関係者の役割</u>)</p> <p>第7条 <u>育ち学ぶ施設等の関係者は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学ぶこと並びに育つこと及び能力や可能性を最大限に伸ばすことができるような支援を行うよう努めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言整理
<p>(市民の役割)</p> <p>第7条 <u>市民は、その地域において、子ども及び保護者を見守るとともに、子ども・子育て支援に関する市等の取組に協力するものとする。</u></p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第6条 <u>市民は、子ども・子育て支援の重要性について関心及び理解を深め、地域の一員として子どもと保護者を見守るとともに、子ども・子育て支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言整理
<p>(削除)</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 <u>事業者は、雇用する従業員が当該従業員の子どもと過ごす時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例の「市民」には「市内で活動するもの」が含まれており、この中には「事業者」も含まれる。市民には、第7条にて（仕事と子育ての両立に関する支援を含めた）「子ども・子育て支援に関する市等の取組に協力する」役割を規定していることから、削除することとした。

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>第2章 子ども・子育て支援</p> <p>(子ども・子育て支援の基本事項)</p>	<p>第3章 施策の実施</p> <p>(新規)</p>	
<p>第8条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本として実施されるものでなければならない。</p>	<p>(新規)</p>	
<p>(1) 市民が安心して子どもを産み、又は育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じて切れ目なく行われるものであること。</p>	<p>(切れ目のない子育て支援)</p> <p>第9条 市は、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた切れ目ない支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・第8条第1号として規定する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 市は、子ども及びその家族への支援の充実を図るため、子どもや子育てについて相談できる総合的な体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・第10条第1項として規定する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(子どもの育ちへの支援)</p> <p>第10条 市は、子どもが安心して過ごし健やかに成長できる環境づくりのために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・第4条第3項及び第8条第2号として規定する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 市は、子どもからの困りごと等の相談を受ける体制を充実させるために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・第10条第2項として規定する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>3 市は、子どもが犯罪、交通事故及び有害環境から守られ、安全に成長できる環境づくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・第4条第3項として規定する。</p>

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>(2) 子どもが、自らの選択に応じ、学習、遊びその他の多様な経験をすることができるものであること。</p>	<p>(子どもの未来応援) <u>第11条</u> 市は、子どもの育ちが自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養うための重要なものであることを認識し、家庭等の状況にかかわらず、すべての子どもに対して適切な教育の機会を確保し、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・第8条第2号として規定する。</p>
<p>(3) 子ども及び保護者の家庭環境及び生活環境に応じて行われ、子どもが健やかに成長することができる<u>養育環境を適切に整備するものであること。</u></p>	<p>(家庭・養育環境への支援) <u>第13条</u> 市は、課題を抱えた家庭の支援のため、それぞれの状況に応じ、子どもだけでなくその保護者を支援するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・第8条第3号として規定する。</p>
<p>(4) 子どもの成長及び発達の段階並びに特性その他の<u>置かれている状況に応じて行われるものであること。</u></p>	<p>(配慮が必要な子どもへの対応) <u>第14条</u> 市は、障害のある子ども、発達に特性のある子ども、日本語の習得が十分でない子ども、孤立状態にある子どもなど、配慮が必要な子どもが健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。 <u>2</u> 市は、子どもが障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち、性的指向及び性自認等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・第8条第4号として規定する。 ・第3条及び第8条第4号に含める。</p>

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>(5) 支援が必要と認められる子ども及び保護者に対し <u>て必要な子ども・子育て支援が行われるよう、当該 子ども及び保護者並びに関係機関に適切に働きか けるものであること。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(新規)</p> <p>(子どもの権利の侵害等への対応)</p> <p><u>第12条 市は、児童虐待、いじめ、体罰その他身体的 及び精神的な暴力が子どもの権利の侵害にあたり、決 して行ってはならない行為であるということを認識 し、当該行為の防止、又は早期発見に取り組むととも に、子どもの権利の侵害からの救済のために必要な施 策を講ずるものとする。</u></p>	<p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条の修正を踏まえ、規定を設ける。 ・第4条第4項及び第8条第4号に含める。

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>第3章 施策の推進等</p> <p>(削除)</p>	<p>第4章 施策の推進</p> <p>(施策の推進体制)</p>	<p>・第4条第5項として規定する。</p>
<p>(子ども・子育て支援に関する施策の推進)</p>	<p>第15条 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等の関係者は、前章に定める施策の推進にあたり、それぞれの責務又は役割を自覚し主体的に取り組むとともに、連携を図り協力して取り組むものとする。</p> <p>(施策の推進に関する計画)</p>	<p>・文言整理</p>
<p>第9条 市は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する本市におけるこども施策（同法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）についての計画を、当該こども施策と子ども・子育て支援に関する施策とが一体となって推進されるように作成しなければならない。</p>	<p>第16条 市は、前章に定める施策を総合的に推進するための計画を定め、公表するものとする。</p> <p>2 前項の計画は、市が策定する子ども・子育てに関する基本的な計画と一体のものとして定めることができるものとする。</p>	<p>※こども基本法を踏まえ修正する。</p>
<p>2 子ども・子育て支援に関する施策は、前項の計画及び子ども・子育て支援に関する法令等と相互に連携し、総合的かつ継続的に推進されるものでなければならない。</p>	<p>(他の条例及び計画等との関係)</p> <p>第17条 市は、川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例（平成25年条例第34号）、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年条例第70号）その他子ども・子育て支援に関わる条例及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他子ども・子育て支援に関わる計画等と相互に関連させて子どもに関する施策の推進を図るものとする。</p>	<p>・文言整理</p>

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
(相談支援体制の整備等)	(新規)	・ 第9条第2項から移動する。
第10条 市は、子ども・子育て支援の充実を図るため、 子どもに関する相談に総合的に応ずることができる 体制の整備を行うものとする。		
2 市は、子どもからの相談に直接応ずることができる 体制を充実させるために必要な施策を講ずるものと する。		・ 第10条第2項から移動する。
(子ども等の意見の反映)	(子ども等の意見の反映)	・ 文言整理
第11条 市は、第9条第1項の計画の策定に当たって は、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講 ずるものとする。	第18条 市は、子どもが意見を表明できる主体である ことを認識し、第16条第1項の計画又は同条第2項 の子ども・子育てに関する基本的な計画の策定にあた り、子どもの意見を反映するために必要な措置を講ず るものとする。	
2 市は、前項に定めるもののほか、子ども・子育て支 援に関する施策の実施に当たっては、その施策の内容 に応じ、子ども及び保護者その他関係者の意見を反映 させるために必要な措置を講ずるものとする。	2 市は、前項のほか、子どもに関係する施策の推進に あたり、その施策の内容に応じ、子ども又は保護者そ の他の関係者の意見を反映するために必要な措置を 講ずるものとする。	・ 形式修正
(啓発活動)	(広報及び啓発)	・ 形式修正
第12条 市は、子ども・子育て支援に関する市民の理 解及び関心を深めるために必要な広報その他の啓発 活動を行うものとする。	第19条 市は、この条例及び子ども・子育て支援に関 する事業等について、子ども、保護者、市民及び育ち 学ぶ施設等の関係者の関心及び理解を深めるため、必 要な広報及び啓発を行うものとする。	

修正後	修正前【パブリック・コメント時点】	コメント
<p>(財政上の措置等)</p> <p><u>第13条</u> 市は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置及び人材の確保のための措置を講ずるものとする。</p> <p><u>第4章 雑則</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和〇年〇月〇日</u>から施行する。</p>	<p>・第4条第3項から移動</p>